

前橋市特別業務地区建築条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(建築の制限)</p> <p>第3条 特別業務地区内において法第48条第10項の規定によるもののほか、次に掲げる建築物は建築及び用途の変更をしてはならない。ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認め許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 老人ホーム、保育所その他これらに類するもの(事業所内保育事業を行う施設(主として従業員の監護する子どもに保育を提供するものに限る。))を除く。</u></p> <p>(6)～(13) 省略</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。</p>	<p>(建築の制限)</p> <p>第3条 特別業務地区内において法第48条第10項の規定によるもののほか、次に掲げる建築物は建築及び用途の変更をしてはならない。ただし、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認め許可した場合においては、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p><u>(5) 養老院、託児所その他これらに類するもの</u></p> <p>(6)～(13) 省略</p> <p>(両罰規定)</p> <p>第7条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。<u>ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。</u></p>